

新たに発効する基準書等

2015年9月30日以降に終了する事業年度において考慮すべき基準は、以下のとおりである。

適用日	基準書等	KPMGのガイダンス	凡例
2014年12月31日	「投資企業－IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の改訂」	IFRS最新基準書の初見分析「投資ファンドに関する連結の免除規定」	1
	「金融資産及び金融負債の相殺－IAS第32号の改訂」	Insights into IFRS (7.8章)	2
	「非金融資産の回収可能価額の開示－IAS第36号の改訂」	Insights into IFRS (3.10章)	3
	「デリバティブ契約の更改とヘッジ会計の継続－IAS第39号の改訂」	IFRS IN THE HEADLINES 2013/13号「デリバティブ契約の更改とヘッジ会計の継続 (IAS第39号の改訂)」 [*] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『デリバティブ契約の更改とヘッジ会計の継続 (IAS第39号の改訂)』を公表」 [*]	4
	IFRIC解釈指針第21号「賦課金」	IFRS IN THE HEADLINES 2013/09号「IFRIC解釈指針第21号『賦課金』」 [*] IFRSニュースフラッシュ「IFRIC解釈指針第21号『賦課金』の公表」 [*]	5
2015年6月30日	「確定給付制度：従業員拠出－IAS第19号の改訂」	IFRS IN THE HEADLINES 2013/20号「確定給付制度：従業員拠出 (IAS第19号の改訂)」 [*] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『確定給付制度：従業員拠出 (IAS第19号の改訂)』を公表」 [*]	6
	IFRSの年次改善 (2010-2012年サイクル)	IFRS Newsletter: THE BALANCING ITEMS 第6号「『IFRSの年次改善』(2010-2012年及び2011-2013年) 及び公開草案『IFRSの年次改善』(2012-2014年)の公表」 [*] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『IFRSの年次改善』(2010-2012年サイクル)を公表」 [*]	7
	IFRSの年次改善 (2011-2013年サイクル)	IFRS Newsletter: THE BALANCING ITEMS 第6号「『IFRSの年次改善』(2010-2012年及び2011-2013年) 及び公開草案『IFRSの年次改善』(2012-2014年)の公表」 [*] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『IFRSの年次改善』(2011-2013年サイクル)を公表」 [*]	7

早期適用が認められる未発効の基準書等

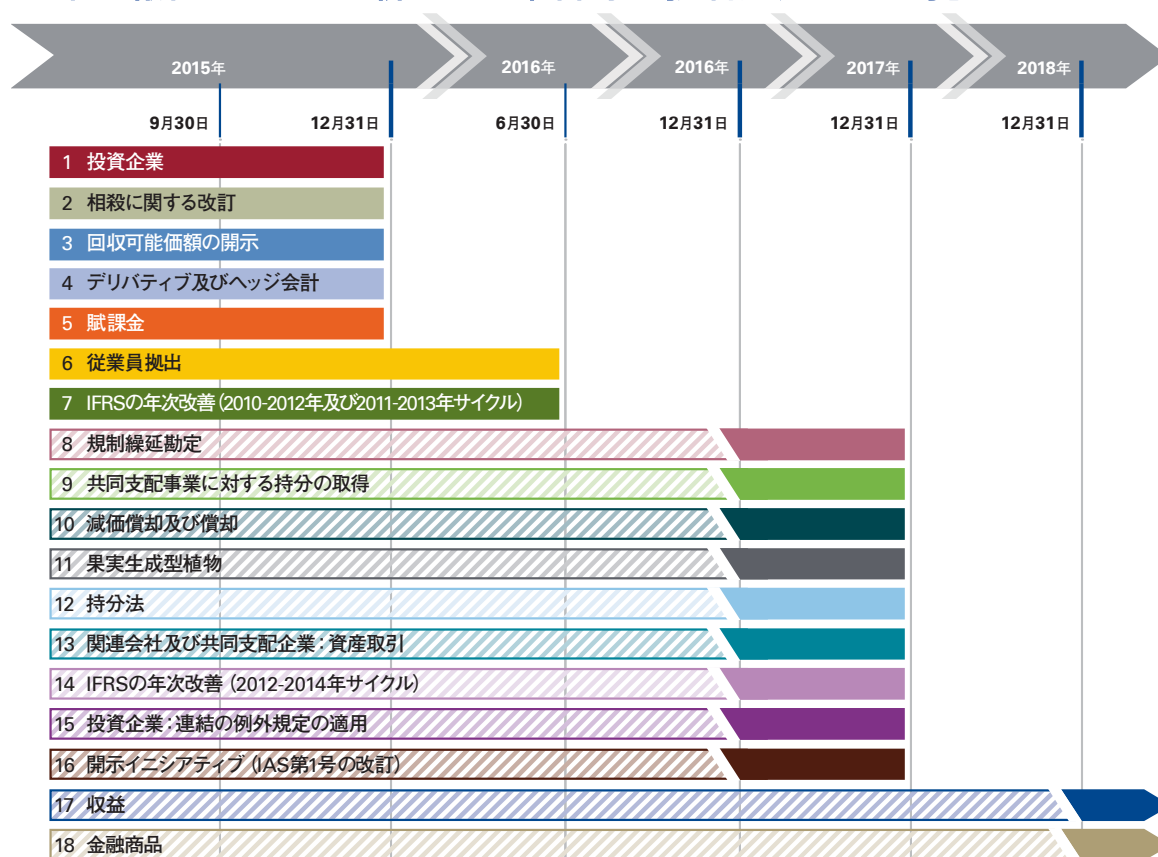
まだ適用が義務付けられていないが、早期適用が認められる基準書等は、以下のとおりである。

適用日	基準書等	KPMGのガイダンス	凡例
2016年12月31日	IFRS第14号「規制繰延勘定」	IFRS IN THE HEADLINES 2014/1号「IFRS第14号『規制繰延勘定』」 [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、IFRS第14号『規制繰延勘定』を公表」 [*]	8
	「共同支配事業に対する持分の取得－IFRS第11号の改訂」	IFRS IN THE HEADLINES 2014/7号「共同支配事業に対する持分の取得(IFRS第11号の改訂)」 [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『共同支配事業に対する持分の取得(IFRS第11号の改訂)』を公表」 [*]	9
	「減価償却及び償却の許容される方法の明確化－IAS第16号及びIAS第38号の改訂」	IFRS IN THE HEADLINES 2014/8号「減価償却及び償却の許容される方法の明確化(IAS第16号及びIAS第38号の改訂)」 [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『減価償却及び償却の許容される方法の明確化(IAS第16号及びIAS第38号の改訂)』を公表」 [*]	10
	「農業：果実生成型植物(IAS第16号及びIAS第41号の改訂)」	IFRS IN THE HEADLINES 2014/12号「農業：果実生成型植物(IAS第16号及びIAS第41号の改訂)」 [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『農業：果実生成型植物(IAS第16号及びIAS第41号の改訂)』を公表」 [*]	11
	「個別財務諸表における持分法(IAS第27号の改訂)」	IFRS IN THE HEADLINES 2014/14号「個別財務諸表における持分法(IAS第27号の改訂)」 [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『個別財務諸表における持分法(IAS第27号の改訂)』を公表」 [*]	12
	「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)」 [*]	IFRS IN THE HEADLINES 2014/17号「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)」 [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)』を公表」 [*]	13
	IFRSの年次改善(2012-2014年サイクル)	IFRS Newsletter: THE BALANCING ITEMS 第7号「『IFRSの年次改善』(2012-2014年)の公表」 [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『IFRSの年次改善』(2012-2014年サイクル)を公表」 [*]	14
	「投資企業：連結の例外規定の適用(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の改訂)」	IFRS Breaking News [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『投資企業：連結の例外規定の適用(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の改訂)』を公表」 [*]	15
	「開示イニシアティブ(IAS第1号の改訂)」	IFRS Breaking News [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、会計基準『開示イニシアティブ(IAS第1号の改訂)』を公表」 [*]	16

適用日	基準書等	KPMGのガイダンス	凡例
2018年12月31日	IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」	IFRS IN THE HEADLINES 2014/9号「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』」* IFRSニュースフラッシュ「IASB、IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』を公表」*	17
	IFRS第9号「金融商品」	Insights into IFRS (7A章)、IFRS IN THE HEADLINES 2014/13号「IFRS第9号『金融商品』(最終版)」*、IFRS IN THE HEADLINES 2013/19号「ヘッジ会計の一般規定－IFRS第9号の改訂」* IFRSニュースフラッシュ「IASB、最終版のIFRS第9号『金融商品』を公表」*	18

☆ IASBは2015年8月10日、公開草案「IFRS第10号及びIAS第28号の改訂の発効日」を公表し、これらの改訂の発行日の延期を提案した。この公開草案に対するコメントの締切りは2015年10月9日である。早期適用は引き続き認められる。
(訳者注) #が付された公表物については、日本語訳を作成しておりません。また、*が付された公表物はあずさ監査法人IFRSアドバイザリー室が独自に作成したものです。

年次報告日に基づく新たな基準書等の強制適用日の一覧



この表の利用方法

該当する事業年度の末日を左表の時間軸から選択する。初めて発効する基準書等は、無地の矢印、適用が義務付けられていないが早期適用が認められている基準書等は、縞模様の矢印で示している。

事業年度の末日が2015年9月30日の場合であれば、「投資企業－IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の改訂」からIFRSの年次改善(2010-2012年サイクル及び2011-2013年サイクル)までのすべての基準書等が2014年10月1日から2015年9月30日をカバーする年次財務報告において初めて強制適用される。また事業年度の末日が2015年12月31日の場合であれば、従業員拠出に関する改訂とIFRSの年次改善(2010-2012年サイクル及び2011-2013年サイクル)のみが初めて強制適用される。その他の基準書等は、前事業年度の財務諸表ですでに強制適用されていたはずである。



この「IFRS: NEW STANDARDS – ARE YOU READY?」では、基準書、及びそれらの改訂、基準書の解釈指針を指す用語として「基準書等」という文言を用いている。

基準書等の適用日は、特定の日以降に開始する事業年度という形で定義されているが、この「IFRS: NEW STANDARDS – ARE YOU READY?」では、企業の事業年度の末日と一致させるため、特定の日以降に終了する事業年度という形で言及している。また、会計期間が12ヶ月であることを前提としている。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp/ifrs/

“IFRS: NEW STANDARDS – ARE YOU READY?”は、KPMGが随時発行する、IASBの公開草案、新基準、その他の関連情報についてのニュースレターです。

本ニュースレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.